

5. 見直し案

1 中小事業場へのリスクアセスメント研修の見直し

(1) 研修の対象事業場と実施期間の明確化

本省が選定基準を決めて、都道府県労働局ごとに対象事業場を明確化（例えば30人以上50人未満の製造業に絞込む等）させるとともに、事業の実施期間を第12次労働災害防止計画が終了する平成29年度末までとし、対象事業場へのリスクアセスメントの定着に計画的に取り組む。

(2) 研修効果の検証方法の見直し

研修を受講した事業場に対して、リスクアセスメントの定着状況を把握するための方策（例えば、アンケート調査）等について検討する。

(3) 研修に未参加の事業場への波及

研修で使用したテキストや事例検討で収集した好事例をホームページで広く提供するほか、参加勧奨に応じなかった事業場等を対象として、都道府県労働局、労働基準監督署が集団指導、個別指導を行うことを検討する。

2 職場の安全対策の周知・啓発事業の見直し

一者応札が続いていることから、より多くの事業者が応札できるよう、仕様書の要件や事業の構成を見直す。